

会議名	(仮称)市民参画条例策定委員会グループ会議 平日昼グループ(要旨)		
日時	平成19年3月22日(木) 午前10時~午後0時	場所	市役所東館8階 805会議室
出席者	平日昼グループ 6名【黒木、前川、和田、鈴木、土井、橋本】		
	職員 1名(武林)		
内 容			
<p>1. 論点5, 6に対し、各人がまとめてきた意見を発表</p> <p>【論点5】</p> <p>(前川)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評議委員会 ・ オンブズマン制度(参画と協働を第三者的にチェックする機関) <p>(和田)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地区市民協議会(地域活動の推進に関する施策の実施状況及び地域活動の現状を把握し地域課題解決に努める) ・ 行政評価委員会(市民の行政需要及び市民生活への効果を把握し必要な観点から実践的に評価する) <p>(鈴木)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 参画条例の市民への徹底 推進委員会で推進計画を立て年次報告を行うことを必須とする。 ・ 参画条例は、市の重点的施策であるため、それを遂行できる組織、人材の確保が肝要。市側の体制強化が必須である。 <p>(橋本)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民会議の設置 参画と協働が全市的に機能しているかの評価機関として。 ・ この市民会議は、条例の改廃などの機能を持つ市長直轄機関。 ・ 構成は、公募の市民委員が1/2以上、月一回以上の開催。 <p>(黒木)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 条例推進委員会(参画協働プロジェクト)が条例の推進役となる。 ・ 市は「参画・協働推進計画」を5年位の単位で策定し、年度毎に推進状況を報告する。推進委員会が検証し、市民に情報公開する。 ・ 参画と協働を推進するための、市の体制・組織の変更、改善は不可欠。市職員の意識改革も不可欠で、参画と協働の重要性を理解するための研修が必要。 ・ 市職員の理解・資質向上、市組織全域にわたる連携、予算措置、人材派遣 			

(土井)

- ・ 市民参画及び協働の推進会議の設置

市民参画と協働が全市的に有効に機能しているかの評価機関として市政運営全般にわたって検討できる「市民参画及び協働推進会議」(以下「推進会議」という)を市長直轄の機関として設置する。

- ・ 推進会議の役割と権利

市民参画及び協働の推進状況に対する総合的評価

市民参画及び協働の方法の研究並びに改善

本条例の見直しに関する事項

市民参画及び協働の推進に関する基本的事項

推進会議は市民参画及び協働の推進に関する事項に対し市長に意見を提出できる

- ・ 推進会議の構成

その人選は市民公募による市民委員を2分の1以上として学識委員、市職員等で構成する。その開催も市民の意見をより吸収できるように月1回以上の開催を行うものである。

【論点6】

(前川)

- ・ 参画・協働できる資格：市民、事業者、NPO、地域団体、公益団体
- ・ 対象：条例、大規模公共事業、マスタープラン、民間大規模開発など
- ・ 情報の提供と説明責任：行政、議会、事業者
- ・ 助成制度：助成金、人材派遣、学習講座
- ・ 提言手続：目安箱、パブリックコメント、検討委員会、公聴会、協議会(基礎コミュニティ)
- ・ 関係機関との意見調整

(和田)

- ・ 参画と協働を推進する仕組み： 人づくり(地域リーダー研修会の実施) 地域住民の共通理解(情報の共有、意識の向上)
- ・ 地域活動の充実化、組織の確立 持続可能なまちづくりの推進
- ・ 財政の確保
- ・ 地域市民協議会：地域担当者の配置と参画・協働担当の設置、地域市民代表と計画を協議し実施

(鈴木)

- ・ 新たに、参画と協働を推進するための推進母体を創設する。
- ・ 地域コミュニティを円滑に立ち上げるために、既存の団体に周知を図る。

(橋本)

- ・ 財政的な支援：市は住民自治活動を行う市民等に対し、資金的な援助を行う。
- ・ 情報や環境の整備：市は情報の提供や、活動に必要な場所を提供する。

(黒木)

- ・ 既存の市民団体の活用と活性化(再生が必要かも)
- ・ コミュニティアドバイザー・コーディネータの育成、中間支援機能の育成
- ・ 開かれた市民フォーラムの開催
- ・ 協働参画推進会議の設立

(土井)

- ・ 市民の役割と責務：
地域の課題を共有し解決に向かって行動する
- ・ 市の役割と責務：
財政的な支援等を含め適切な施策を講じ、活動の場所を提供する
- ・ 市民は、地域活動(コミュニティ活動)を小学校区単位で実現するための組織として「まちづくり協議会」を設立することができる。
- ・ 「まちづくり協議会」は、当該地域の市民に開かれたものとし、市、自治会等地域のあらゆる公益的な活動している組織・団体と連携しながら協働してまちづくりを推進する。
- ・

2. 各自の発表を踏まえ意見交換

- ・ 論点5については、参画・協働推進会議などの設置で特に意見の相違はなかった。
- ・ ただし、もっと広く「行政評価委員会」という形にしても良いのではという意見があった。
- ・ 論点6については、行政組織に対しどこまで踏み込むかが議論となった。
- ・ 地域コミュニティを活性化するための、地域担当者を決めるべきという意見。
- ・ 参画と協働を積極的に推進する部署を作るべきとの意見が多数出た。
- ・ 縦割りの行政組織にあって、強力なドライブをかけることのできる部署を創設し、エンジン役となることが、この条例が生きるかどうかの成否がかかっている。

3. まとめ

(1) 論点5

- ・ 市は参画と協働の推進計画の策定する(5ヵ年計画)
- ・ 参画と協働担当部署の設置
- ・ 市民参画及び協働の推進会議の設置

市民参画と協働が全市的に有効に機能しているかの評価機関として市政運営全般にわたって検討できる「市民参画及び協働推進会議」(以下「推進会議」という)を市長直轄の機関として設置する。

- ・ 推進会議の役割と権利

市民参画及び協働の推進計画に対する推進状況を総合的に評価

市民参画及び協働の方法の研究並びに改善

本条例の見直しに関する事項

市民参画及び協働の推進に関する基本的事項

推進会議は市民参画及び協働の推進に関する事項に対し市長に意見を提出する

・ 推進会議の構成

その人選は市民公募による市民委員を2分の1以上として学識委員、市職員等で構成する。
その開催も市民の意見をより吸収できるように月1回以上の開催を行うものである。

(2) 論点6

- ・ 市民の役割と責務：地域の課題を共有し解決に向かって行動する
- ・ 市の役割と責務：財政的な支援等を含め適切な施策を講じ、活動の場所も提供する
- ・ 市民は、地域活動(コミュニティ活動)を小学校区単位で実現するための組織として「地区市民協議会(まちづくり協議会)」を設立することができる。
- ・ 「地区市民協議会(まちづくり協議会)」は、当該地域の市民に開かれたものとし、市、自治会等地域のあらゆる公益的な活動している組織・団体と連携しながら協働してまちづくりを推進する。
- ・ 代案として既存の組織(西宮コミュニティ協会)を再生し、地域コミュニティの活性化を図る方法もある。
- ・ コミュニティアドバイザー・コーディネータの育成、人づくり(地域リーダー研修会の実施)
- ・ 市職員の地域担当者制度の創設 地域コミュニティの活性化の責務を負う

(3) 論点7

【議会についての今までの意見】

- ・ 市会議員の活動報告について(情報公開という項目において)

市民の声を市政に反映させるというのは市民が選挙で選んだ市会議員。全議員に活動報告を義務付ける。

- ・ 自治基本条例の必要性

「市長」、「行政」、「議会」、「議員」、「住民(事業者を含む)」、各々の役割と責任の明確化と基礎自治体としての憲法の必要性

- ・ 市民と市ならびに議会は、市民参画を推進するために、それぞれが有する情報の提供及び共有に努める。
- ・ 市ならびに議会は、市民参画に対する市民意識の醸成や市民活動の促進に努める。
- ・ 市行政と議会は市民に情報を提供し説明責任を果たして合意形成を諮り市民生活の向上を行わなければならない。
- ・ **議会の責務** 議会は激動する社会情勢の変化に鑑み、絶えず市民の民意をくみ取ること以最善を尽くし、議会は会議を市民に公開するとともに、議会が保有する情報をすべて民主的に市民に公開して共有しなければならない。

- ・ 審議会 なぜ多くの市会議員が委員として参加しているのか理解できない 公募委員を

入れ、市民代表と考えるべきではないか 関係団体からの選出に関しては団体が責任を持つ
男女比・世代の公平性を図る

・ **議会の責務と役割**

議会は市民等と情報の共有化を図り、市とともに市民参画、協働及び地域活動(コミュニティ活動)を推進するように努める。

4 . 今後の予定

- ・グループ会議：4月5日(木) 午前10時～午後0時 東館8階 805会議室
- ・運営委員会：4月14日(土) 午後6時～午後8時 未定
- ・全体会議：4月21日(土) 午後6時半～午後9時半 未定